

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2668

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	187,660 円
項目	事務所費	充当額	168,894 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料（ 6 ~7 月分）		
備考	振込手数料：330 円× 2 か月		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2668

(2/2)

口座番号

渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-05-28 振替	*93,830	RKS(タグチジウ)	← 事務所賃料(6月分)
07-06-30 振替	*93,830	RKS(タグチジウ)	← 事務所賃料(7月分)
		④ タグチジウタウ	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し側に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

建物賃貸借契約書（事業用）

第1章 前文

(1) 賃貸借の目的物

名 称	シオン店舗1階 102号室
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4
構 造・規 模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 38 m ²

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	9 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 93,500 円	(内消費税等 8,500 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)
保証金(敷金)	187,000 円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料 93,500 円
礼 金	93,500 円	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う
	☐ 振込 ☒ 口座振替	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

■消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
■本契約において、☒ を連帯保証人とする。
■更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
■口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
■口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。
■本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
■既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
■退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
■退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023. 年 7 月 1 日

貸主 住所

[Redacted Address]

代理人有限会社田口住

氏名

[Redacted Name]

印

電話番号

[Redacted Phone Number]

借主 住所

[Redacted Address]

氏名

渡辺 聡一郎

電話番号

[Redacted Phone Number]

連帯保証人

住所

[Redacted Address]

氏名

[Redacted Name]

電話番号

[Redacted Phone Number]

極度額

3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書式を兼ねています)

取引態様

☒ 媒介 ・ ☐ 代理

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

埼玉県知事 (12) 第 873 号

免許証番号

第

号

事務所所在地

埼玉県白岡市小久喜119

事務所所在地

商号

有限会社 田口住宅

商号

代表者等

吉岡 由隆

代表者等

登録番号

[Redacted Registration Number]

登録番号

第

号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

政務活動費 領収書等貼付用紙

2669

(1/3)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所セコム 6 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-06-30 振替	*12,980	セコムカ	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 ○お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
 外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 その他の預金の場合は、円単位となります。

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2669

(3/3)



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2670

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	100,220 円
項目	事務所費	充当額	90,198 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料		
備考	横川雅也 $100,220 \times 9/10 = 90,198$ (220 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

2670

(2/2)

07-06-30 .送金	*100,220		
--------------	----------	--	--

事務所賃貸借契約書

賃貸人 （以下、「甲」という。）と賃借人 横川 雅也（以下、「乙」という。）は、甲の所有する別紙目録記載の建物（以下、「本件建物」という）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前まで甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

振込口座

金融機関名:

普通預金:

口座名義人:

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和6年10月4日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所

氏名 横川 雅也

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2671

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃貸料		
備考	横川雅也 $(21,000+330) \times 9/10 = 19,197$ (330 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2671

(2/2)

21	07-06-30	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ	
22	07-06-30	.手数料	*330		

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]
車種	軽自動車・初秋	車番	
		色	グレー
契約 条件	駐車料	月額	7,000 円 (内消費税) 636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円 (内消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)

※入金金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、
現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を
消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、
乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所 担当者 [REDACTED]	続柄	事務員
		携帯	[REDACTED]

5 年 7 月 10 日

(甲) 住所

氏名

(乙)

所在地 〒
〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所

県政調査室

電話番号 TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000

書類送付先 〒
〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2672

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所玄関マット及び清掃用品代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2672

(2/2)

納品・請求書 兼 領収書

お客様名 須賀あさお 様

納品日 07月 06日 30日 受領日 07月 28日 D月 00998 4W

〒350-0066 川越市蓮華町2-12 TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

株式会社 光洋

商品名	単位	数量	単価	金額	消費税	合計
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969	
BSC3G おそうじペーパツク3用クリー	1	1	1990	1	1990	
BSSS-C おそうじペーパツク3用ジョグ	1	1		0		
BLALA-G おそうじペーパツク3用ジョグ	1	1		0		
BSC3CL ペーパツク3用クリー				0		
10%合計			3,959		内消費税 (859)	

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010521400

担当者名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2673

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 6 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由 銀行振り込みのため

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目3番地	第 号
車種及びナンバー		
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

- 貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
- 第1条 賃貸借契約は、5年6月6日より、5年6月5日まで/年とする。賃し期間満了の場合、双方は当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借車の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

5年6月6日

貸主(甲) 住所
氏名

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森 伊久磨

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2674

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 30 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 6 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由 銀行振り込みのため

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	第 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃貸借期間は平成25年10月10日から平成26年10月9日までとする。貸し期間満了の日以後必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末、日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

貸主(甲) 住所
氏名

借主(乙) 住所
氏名

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2738

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 1 日	支出額	330,000 円
項目	事務所費	充当額	264,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃として		
備考	令和 7 月 7.8.9 月分 ①令和 7 年 1 月 1 日→令和 7 年 7 月 1 日が正しい日付となります。		

政務活動費 領収書等貼付用紙

2738

(2/2)

領収証

美田むねあき県政事務所様

No. _____

★ ¥110,000-

但 令和7年7月分事務所家賃費として
令和7年 7月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-87

領収証

美田むねあき県政事務所様

No. _____

★ ¥110,000-

但 令和7年8月分事務所家賃費として
令和7年 8月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-87

領収証

美田むねあき県政事務所様

No. _____

★ ¥110,000-

但 令和7年9月分事務所家賃費として
令和7年 9月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-87

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と 借主 美田宗亮 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所		階 号室
				区画番号()
	所 在 地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地		
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺／(2)階建		
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月
	面 積	115.08㎡の一部		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2025年 4月 1日 から	2028年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2028年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
☒ 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 1年前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025 年 3 月 28 日

甲・貸主	氏名		印	TEL
	住所			
乙・借主	氏名	美田 宗亮		TEL
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	円		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101 048-984-7824	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 19 日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
宅 地 建 物 取 引 士	業務に従事する 事務所名	株式会社KBMプロパティ	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101	事務所所在地	
	TEL	048-984-7824	TEL	

※国は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の条項に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2779

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 2 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	フロアモップ F		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2779

(2/2)

納品・請求書
兼 領 収 書
登録番号:T8070001004715

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサービス北関東
〒350-2213 埼玉県蕨市御折1523-8
TEL 049-285-5695 FAX 049-285-7731
☎0120-00-5695

発行日 2025 年 7 月 2 日 次回訪問日 2025 年 7 月 30 日 取引 現金 No.100216966400

商 品 ・ サ ー ビ ス 内 容				契約数量		単位		納 品		納 品 ・ 領 収 訂 正		備考	
				数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位
フロアモップ F				FM-DF	4W	1	1	990	1	1	990		
2025年06月26日時点 DDuetコイン残数													

前回未収残

訂正後 総額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
900	90	990	990

消費税 10% 領収サイン P#

523

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2832

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 4 日	支出額	5,940 円
項目	事務所費	充当額	5,346 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（可燃物・不燃物・プラ類・資源類等 2025 年 7 月 6 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED] ***
取扱店 38052	お取引日 07-07-04	時刻 12:25
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,500	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		認証 (印) (実) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

埼玉縣信用金庫
鴻巣支店
普通 0507032
1) ササツマツヨウテツ様

ご依頼人

カネコウタセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400050

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

請求書

2025年 7月 1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原料
有限会社 笹島埼玉県鴻巣市雷電1
電話 048(541)0637
電話 0493(54)5977
FAX 048(541)8870

下記のとおり 申し上げます

税込合計金額				¥5,500		税率		10%		消費税額		500	
月日		品名		数量		単価		金額(税抜・税込)				摘要	
6/		1 廃棄物処理代		1		5,000.00		50000					
		2											
		3											
		4											
		5											
		6											
		7											
		8											
		9											
		10											
		11 【お振込先】											
		埼玉県信用金庫鴻巣支店											
		12 (普) 0507032				(有) 笹島商店							
		合 計						50000					

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2884

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 7 日	支出額	68,200 円
項目	事務所費	充当額	61,380 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃令和 7 年 7 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 毎月口座振替のため

更新契約書

物件名:大島ハイツ 101号室

No. [redacted]

所在地:埼玉県春日部市南四丁目26-4

契約者名: 榮 寛美 様

貸主及び借主は 令和5年05月26日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 令和7年06月02日より 令和9年06月01日 までとする。
2. 敷 金 60,000 円
3. 賃 料 月額 総額 66,000 円 (本体 60,000 円 消費税 6,000 円)
4. 管 理 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 2,200 円 (本体 2,000 円 消費税 200 円)
6. 駐 車 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
9. 特 記 事 項 その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和 7 年 5 月 13 日

貸 主 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: [redacted] 貸主代理人 (株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

借 主 住所: [redacted]

氏名: 榮 寛美 TEL: [redacted]

勤務先住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

勤務先名: 埼玉県 勤務先TEL: 048-824-2111

連帯保証人 住所: [redacted]

氏名: [redacted] 印 TEL: [redacted]

緊急連絡先 住所: [redacted]

氏名: [redacted] 印 TEL: [redacted]

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

会社名: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士: [redacted] 登録番号: [redacted] 号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2924

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 8 日	支出額	4, 840 円
項目	事務所費	充当額	4, 356 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	6 月分事業ごみ回収代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2924

(2/2)

領 収 証		NO. _____
逢澤圭一郎事務所様		2025年7月8日
¥ 4400-		
但し6月分事業費当日収付！上記の金額正に領収いたしました		
内消費税	7400-(10%)	尿 尿 浄 化 槽 維 持 管 理 士 三 郷 市 指 定 一 般 廃 棄 物 処 理 尿 尿 浄 化 槽 清 掃 有限会社 根 本 清 掃 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256 TEL (048) 955-2466 FAX (048) 956-6197
現 金		
小 切 手		
T9030002049553		収 入 印 紙 保 ● J104953

キャッシュサービスご利用明細

御座ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰ってください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取引通	取引日	時間	
57248	07-07-08	13:04	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥4,400	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
お取引内容の概要		JCB	

お取引内容の詳細はこちら
 ① 振込
 ② 振込 0178856
 ③ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 300071

※本明細は、お取引内容の概要を示すものです。

お客様コードM

請求書

(発行日 年 月 日)

No.

有限会社 根本 清掃

〒341-0044

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL: 048-955-2466

FAX: 048-956-6197

振込口座 専有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856

登録番号: 19010002049553

代表 土一郎 事務所 様

敬啓ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

7 年 6 月 30 日締切分

PAGE 1

前払金請求額	前入金額	債権額	前引越金額	振込金員上額	消費税額等	合計請求額
		0	0	4,000	400	4,400

年月日	品名	数量	単価	金額	消費税	合計
7/30	7/30 基本料6月分			4,000	400	4,400
	(代表 土一郎 事務所 様)					
	【料】					
	外税額			4,000	400	4,400
	【御買上額合計】					4,400
	内消費税額等			4,000	400	4,400
	【御入金額合計】					4,400
	前御買上額 (税抜)			4,000		4,000
	前引・返高 (税抜)			0		0
	前御買上額 (税抜)			4,000		4,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2925

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 8 日	支出額	133,100 円	
項目	事務所費	充当額	53,240 円	
細目	事務所費	按分率	1/2	8/10
摘要	自民党越谷支部と共同事務所のため折半。2025 年 7 月分事務所家賃代			
備考				

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2925

(2/2)

領 収 証	
No. 008476	
浅井 明 様	2025年7月19日
金額	¥133,100-
但し 森田ビル 201号室 2025年7月分 賃料として(2025年7月8日入金) 200,000円	
上記の金額正に領収いたしました	
内 訳	BEST HOUSING
税抜金額	株式会社ベストハウジング
消費税額等(%)	☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3025 ☐ 獨協大学前店 〒340-0041 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582 ☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市永田町2129番地1 TEL 048-920-5143 FAX 048-920-5140 ☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403 ☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885
社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。	

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	2 階部分 35.34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
礼 金	円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 27 日までに支払う ☒ 振込 ☐ 振込先金融機関名・支店名 口座種別 口座番号 口座名義人・フリガナ 振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 電話 ()
	住所

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代理印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 8777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 第 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 [REDACTED] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士